



• 4つのステップでしっかりわかる! •

# 消費税 インボイス制度 対応ガイド



# はじめに

消費税のインボイス制度（以下、「インボイス制度」）が令和5年10月1日より始まります。

現在、ご自身の事業と消費税の関わりはどうなっているでしょうか。「お得意さんに渡す請求書には『消費税』って書いているけれど、実は消費税のことはよくわからない」「そういえば、外注先に支払った消費税ってどうなっているんだろう？」など、実は消費税についてよく知らないこともあるのではないのでしょうか。

インボイス制度のもとでは、これまでどおりの「知らないまま」では過ごせません。インボイス制度は、消費税に関する手続の中でも「請求書や領収書」に深く関わる制度です。「請求書や領収書」は消費税の話以前に事業の根幹に関わるものなので、すべての事業者がインボイス制度を理解し、準備する必要があります。

そして最も重要なのは、「どんな準備をすべきか」は皆さんそれぞれで違うということ。領収書はこれまでどおりでいいのか、取引先にはどのように対応すればいいのかなどは、ご自身の事業に合わせて判断する必要があります。

この冊子は、あらためて確認しておきたい消費税の基本から、インボイス制度に関する必要な手続まで、一段一段ステップアップしていただけるよう、4つのステップで構成されています。それぞれのステップでは、皆さんが疑問を持ちやすい点についてイラストや図表を多く用いたQ&Aで解説しており、理解を深めながら読み進めていただけます。

インボイス制度が始まったらご自身の事業がどうなるか想像し、どんな準備をしていくべきか、本冊子が判断の一助となれば幸いです。

# 目次

インボイス制度スタートまでのスケジュール .....	4
事業者ごとの対策フローチャート .....	6

## ステップ 1

### 消費税の基本と仕組みを知っておこう

Q1 消費税ってなに? .....	8
Q2 消費税は誰が納めるの? .....	8
Q3 消費税の免税事業者か課税事業者かは、どうすればわかるの? .....	9
Q4 消費税の納付税額は、どうやって計算するの? .....	11
Q5 消費税はいつ納めるの? .....	12
コラム 標準税率と軽減税率のよくある間違い .....	13

## ステップ 2

### インボイス制度の基本と仕組みをおさえよう

Q1 消費税のインボイス制度は、いつから始まるの? .....	14
Q2 そもそも「インボイス」ってなに? .....	14
Q3 いま使っている請求書とインボイスは、どこが違うの? .....	16
Q4 どうすればインボイスに対応できる? .....	18
Q5 インボイスがないとどうなる? .....	20

- Q6 インボイスは誰でも交付できるの? ..... 23
- Q7 適格請求書発行事業者の登録を受けるだけでいい? ..... 26

### ステップ 3

## インボイス制度が始まったらどうなる?

- Q1 インボイス制度が始まったらどうなる? ..... 28
- Q2 登録するかどうか、検討するポイントは? ..... 31
- Q3 制度が始まるまでに、どんな準備が必要? ..... 32
- Q4 消費税の計算はどう変わる? ..... 34
- Q5 簡易な計算方法はないの? ..... 37

**コラム** 仕入先に価格の変更をお願いする場合の注意点 ..... 41

### ステップ 4

## インボイスを交付するための登録を確認しよう

- Q1 インボイス制度開始と同時に登録を受けるには? ..... 42
- Q2 登録申請書はどう書くの? ..... 44
- Q3 インボイス制度開始後に登録を受けるには? ..... 46
- Q4 提出するのは登録申請書だけでいい? ..... 47

(注) 本冊子の内容は、令和4年6月1日現在の法令等によります。  
また、本冊子で使用する「消費税」という用語は、消費税及び地方消費税を含みます。

# インボイス制度 スタートまでのスケジュール

適格請求書  
発行事業者の  
登録受付開始

インボイス制度  
スタート

令和3年  
10月1日

令和5年  
10月1日

## 事前準備

適格請求書発行事業者の登録

▶▶ 42ページ

レジや経理システムの見直し

▶▶ 18ページ

取引先への事前確認、価格交渉

▶▶ 32ページ

## 区分記載請求書等

(税率ごとに税込金額を分けて書いた請求書)

どんな請求書や領収書？



適格請求書発行事業者の登録は  
いつまでにすればよいのかな？

▶▶ 42ページ

令和5(2023)年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。  
いつまでにどんな準備が必要なのか、下の図でスケジュールを確認しましょう。

**Q** けい か そ ち  
**経過措置ってなに？**

**A** 経過措置とは臨時のルールです。  
新しい制度に移行するときに、混乱が生じない  
ようにするためのものです。

令和**11**年  
10月1日

**経過措置**

**完全移行**

**免税  
事業者**

**免税事業者が適格請求書発行事業  
者に登録するときの経過措置**

▶▶ 46、49ページ

**課税  
事業者**

**免税事業者との取引についての  
経過措置**

▶▶ 29ページ

**適格請求書等(インボイス)**

適格請求書等って  
どんなもの？

▶▶ 14～15ページ



# インボイス制度の基本と 仕組みをおさえよう

Q1

消費税のインボイス制度は、いつから始まるの？

A

令和5年(2023年)10月1日 からスタートします。

Q2

そもそも「インボイス」ってなに？

A

令和5年10月1日から、消費税のルールが新しくなります。新しいルールのもと、税務署長に申請をして、登録を受けた事業者だけが発行できる請求書や領収書などのことを「インボイス」と呼びます。インボイスの正式名称は「適格請求書等<sup>※</sup>」です。

※「等」には、請求書のほか、納品書、領収書、レシートなども含まれます。

では実際にインボイスがどのようなものか、見てみましょう。

## インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分した対価の額の税抜金額または税込金額の合計額とそれぞれの消費税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ インボイスの交付先である事業者の氏名または名称



## インボイスの例

請求書

△△専門商社(株) 1

登録番号 T1234567890123

6 和食処○○御中

4月分 227,000円

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">2</span> 日付	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">3</span> 品目	金額
4月1日	マグロ ※	5,000円
4月1日	ホタテ ※	10,000円
4月2日	割り箸	2,000円
⋮	⋮	⋮

<b>合計</b>	210,000円	消費税 17,000円
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">4</span> 8% 対象	200,000円	5 消費税 16,000円
10% 対象	10,000円	消費税 1,000円

※軽減税率対象品目 3

**Q3****いま使っている請求書とインボイスは、  
どこが違うの？****A**

インボイスが、いま使っている請求書とどう違うのか、確認してみましょう。

**インボイス 《 適格請求書 》**

請求書

△△専門商社(株)

登録番号 T1234567890123

和食処○○御中

4月分 227,000円

日付	品目	金額
4月1日	マグロ ※	5,000円
4月1日	ホタテ ※	10,000円
4月2日	割り箸	2,000円
⋮	⋮	⋮

合計	210,000円	消費税 17,000円
8% 対象	200,000円	消費税 16,000円
10% 対象	10,000円	消費税 1,000円

※軽減税率対象品目

①

**消費税率**

②

**税抜金額  
(または税込金額)**

③

**消費税額****変更点(その1)** インボイスを発行した事業者の「登録番号」を書きます。**変更点(その2)** インボイスでは「消費税率」「税抜金額(または税込金額)」「消費税額」の3点セットを、税率ごとに区分して書きます。

いま使っている請求書《 区分記載請求書 》

登録番号の記載

請求書

△△専門商社(株)

和食処○○御中

4月分 227,000円

日付	品目	金額
4月1日	マグロ ※	5,000円
4月1日	ホタテ ※	10,000円
4月2日	割り箸	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		227,000円
8%対象		216,000円
10%対象		11,000円

※軽減税率対象品目

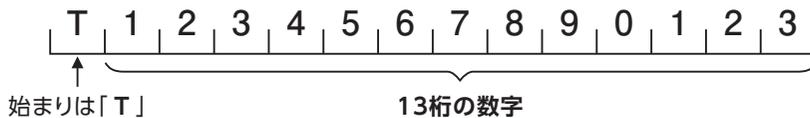
税率ごとに  
区分した  
税込金額



インボイスに書く「登録番号」ってなんですか？



登録番号とは、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者へ、税務署長から通知される番号のことをいいます（登録手続きについては**ステップ4**で見てください）。



法人の場合…法人番号  
個人事業者の場合…個人番号(マイナンバー)とは関係のない数字

# Q4

## どうすればインボイスに対応できる？

**A**

いま使っている請求書や領収書、契約書などの記載事項を追加したり、変更したりすることで、インボイスに対応することができます。

### インボイスに変更するには？

例

- 金額の書き方の見直し
- 登録番号を書く → 登録番号のスタンプをすることも対応できます
- レジや会計ソフト等のインボイス制度対応 → IT導入補助金の活用も検討しましょう



新たに作らなくてもいいんだな。

タイトルは「インボイス」とせず、「請求書」のままでいいの？



納品の都度、納品書を渡し、月末に月締めの合計請求書を渡しています。取引の性質上、1枚にまとめるのは無理なのですが。



複数の書類の組み合わせでインボイスとすることもできます。この場合、納品書と合計請求書を納品書番号で紐づけるなど、相互の関係を明確にしておきましょう。

### 組み合わせでインボイス

取引の相手先の氏名または名称 請求書

ビストロ△△御中 ××年11月1日

10月分(10/1～10/31)

109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	12,800円
No.0012	5,460円
No.0013	5,480円
⋮	⋮
合計	109,200円

適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号 登録番号 T123456…

〇〇総合食品(株)

**ポイント**

納品書No.によって請求書と納品書を紐づけ

納品 No.0013 納品書

納品 No.0012 納品書

納品 No.0011 納品書

ビストロ△△御中 〇〇総合食品(株)

下記の商品を納品いたします。

××年10月1日 ◀取引の年月日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※ ◀取引の内容	2,300円
割り箸	1,100円
ビール	4,000円
合計	12,800円
10% 対象	5,100円(内消費税 464円)
8% 対象	7,700円(内消費税 570円)

軽減税率対象である旨 ▶ ※印は軽減税率対象商品

○税率ごとに区分して合計した税抜金額または税込金額  
○適用税率 ○消費税額

(注)国税庁の公表資料をもとに作成。



インボイス制度に備えて請求書発行システムを入れ替えようと思います。  
令和5年9月30日までは旧システムを使わなければなりませんか？



インボイスに求められる要件(記載事項など)は、いま使っている請求書《区分記載請求書》の要件も満たしますので、令和5年9月30日までに、新システムに切り替えても問題ありません。

また、インボイス制度が始まる前に登録申請の手続を終え、登録番号の通知を受けた場合は、その番号を請求書に記載しても問題ありません。



タクシーに乗ったときも、宛名を書いてもらわなければならないのですか？



タクシー業のほか小売業、飲食店業などは、簡易な形式でのインボイス(簡易インボイス)の交付が認められています。

簡易インボイスでは、宛名を省略することができます。

### 簡易インボイスの例

領収書	
令和5年10月23日 ②	
③ {	乗車料金 1,300円
	迎 車 200円
計 1,500円 ④	
消費税 150円 ⑤	
① {	〇〇タクシー(株)
	登録番号 T2345678901234 03-XXXX-XXXX

### 簡易インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額または適用税率

# インボイス制度が始まったらどうなる？

Q1

インボイス制度が始まったらどうなる？

A

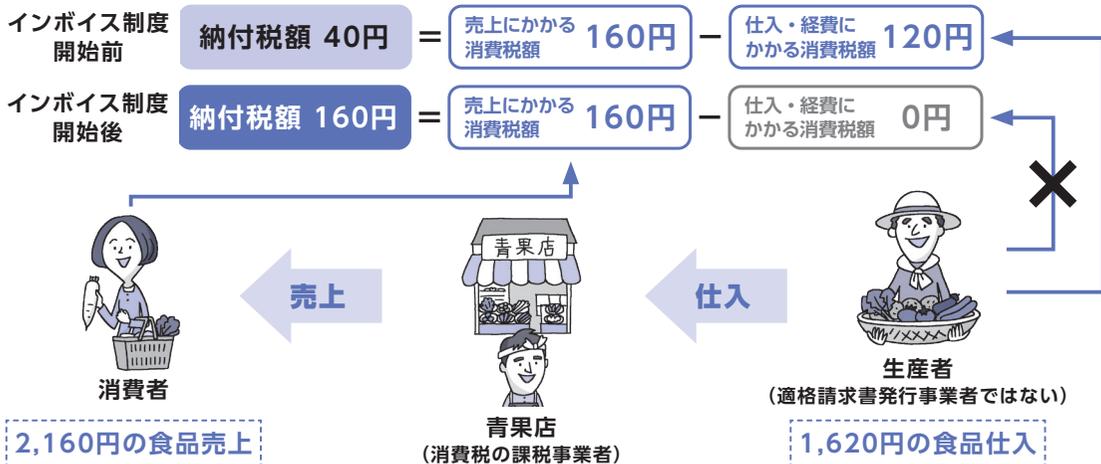
令和5年10月からインボイス制度が始まると、次のような影響があるかもしれません。

## 1 消費税の納付税額が増える？

次の図の場合、青果店の消費税の納付税額は、インボイス制度開始前の40円から、開始後は160円に増えました。

これは、適格請求書発行事業者以外の事業者からの仕入は、インボイスが交付されないため、仕入税額控除できないからです(20、23ページ参照)。

### 青果店の納付税額



適格請求書発行事業者の登録をしている別の生産者さんを探そうかな？うちの納付税額が増える分、この生産者さんに値引をお願いできるかな？

インボイス制度が始まってから、お得意さんからの注文が減った気がする。

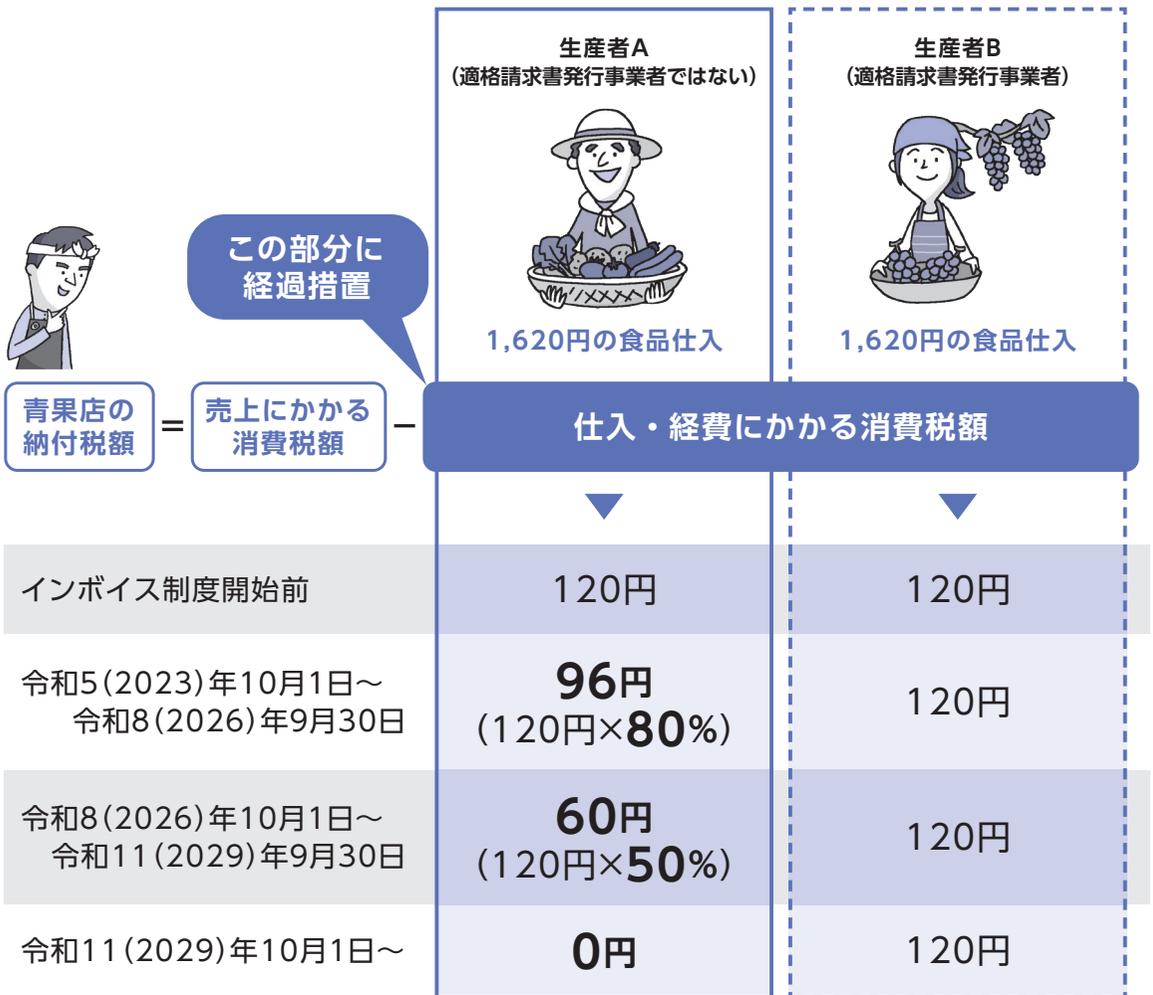


急な負担増を軽減する期間限定ルール(経過措置)

前ページのような急激な変化を避けるため、期間限定のルールが用意されています(これを「経過措置」といいます)。

このルールでは、制度開始(令和5年10月1日)から令和11年9月30日までの間、適格請求書発行事業者以外の事業者からの仕入について仕入税額控除できる額が段階的に少なくなる仕組みになっているため、納付税額の急な負担増が軽減されます。

前ページ同様、青果店が1,620円の食品仕入をした場合について、仕入先が適格請求書発行事業者の場合とそうではない場合に分けて、下の図で見てみましょう。



生産者Bさんは適格請求書発行事業者なので、青果店は120円を仕入税額控除することができます。一方、生産者Aさんは適格請求書発行事業者ではないので、本来は仕入税額控除できませんが、いきなりゼロになるのではなく、仕入税額控除できる額が80%⇒50%⇒0と段階的に少なくなっていくます。

## 2 事務処理が増える？

インボイス制度が始まると、消費税にまつわる事務処理はどのように変わのでしょうか。



インボイス制度が始まると、  
適格請求書発行事業者からの  
仕入か、適格請求書発行事業者  
以外からの仕入か、区別しなければ  
ならないね。

## 3 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をすると？



私は免税事業者なのですが、適格請求書発行事業者になれるのですか？



消費税の免税事業者も、課税事業者になることとセットで、適格請求書発行事業者になることができます(登録手続きについては**ステップ4**をご覧ください)。

ただし、インボイスの交付や保存の義務、消費税の申告・納付の義務が課されます(26ページ参照)。



年間の売上高が毎年1,000万円前後で推移しています。適格請求書発行事業者の登録をしても、前々年の売上高が1,000万円以下だったら免税事業者になりますか？



適格請求書発行事業者の登録をしたら、前々年の売上高に関係なく、常に課税事業者になります。手続きをすることで登録を取り消すこともできますが、登録した後、一定の期間は取り消すことができませんので、注意が必要です(48ページ参照)。

Q2

登録するかどうか、検討するポイントは？

**A** 適格請求書発行事業者の登録をするかどうかは、次の図を参考に、現在（制度開始前に）課税事業者であるかどうか、商品・サービスの販売先に事業者が多いかどうかなどをもとに検討しましょう。

		商品・サービスの販売先は？			
		事業者が多い		一般消費者が多い	
あなた自身は現在？	課税事業者	A1		ビジネス利用のお客様は？	
				いる A1	いない B
あなた自身は現在？	免税事業者	① 競合他社が非常に少ない？	Yes・No	C	
		② 一般消費者向けの事業へ切替えを検討している？	Yes・No		
		①②のいずれかが Yes B	①②いずれも No A2		

**A1** 登録の必要性は非常に高いので、登録の準備を進めましょう。

**A2** 登録の必要性は高いので、適格請求書発行事業者の登録と同時に、課税事業者になる準備を進めましょう。

**B** 登録の必要性は低いでしょう。登録するかどうか、あせらずじっくり検討しましょう。

**C** 登録の必要性は非常に低いでしょう。

ポイント

飲食店を例にとると、取引先の接待や会社の忘年会での利用は、ビジネス利用のお客様に該当します。このようなお客様が多いお店では、インボイスの交付を求められるケースが多くなるため、適格請求書発行事業者の登録を検討した方がよいでしょう。



インボイス制度は免税事業者にも影響があるのね。